

# 序章 はじめに

---

## 1. 「みどりの基本計画」とは

「清瀬市みどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」という）は、都市緑地法第4条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創造していく計画のことです。

### 《清瀬市におけるみどりの意義》

清瀬市には、ケヤキ並木や志木街道沿いの屋敷林が立ち並ぶ景観、柳瀬川・空掘川沿いの親水空間、東京病院等の大規模施設群のまとまりのある樹林など、様々なみどりが比較的豊かに残っています。

これらのみどりは、都市環境の保全、景観の向上、人々のやすらぎのためばかりでなく市民の福祉や防災、生涯学習の場など、市民の生活環境を様々な面で支えています。また、近年世界規模の環境問題である気候変動への対応や生物多様性の保全にも、重要な役割を担っています。

このような中、いまや「まちづくり」に「みどり」の役割を考慮することはますます重要となっており、みどりの保全と持続的な維持・管理のための施策の展開が求められています。

## 2. 「清瀬市みどりの基本計画」の改定

現行の清瀬市のみどりの基本計画は平成10年3月に策定され、これまで様々な施策が行われてきました。しかし、策定時の目標年次が平成23年3月で満了となることを契機に、これまでの取り組みを活かしながら、更に発展させていくために、新たな目標が設定される必要があります。

また、現行の計画が策定された以後、清瀬市のみどりをとりまく環境は大きく変化しました。まず清瀬市では平成13年には「第3次清瀬市長期総合計画」、「清瀬市都市計画マスタープラン」が策定されました。平成16年には国の景観法の制定、都市緑地法の改正、都市公園法の改正が行われ、これを受けて平成18年には東京都において「みどりの新戦略ガイドライン」が策定されました。

更に平成21年3月には、7年間のまちづくりの指針となる「清瀬市後期基本計画」が策定され、重点的な取り組みとして「豊かな自然環境と住環境が調和するまち」を目指すことが決定されました。そのため「みどり」は清瀬市にとって特別の行政課題となることになりました。このような理由から、現行のみどりの基本計画を見直し、改定を行う必要があります。

### 3. 計画の対象とするみどり

#### (1) みどりとは

この計画では「みどり」を次のようにとらえています。

- 地域の文化や風土をつちかってきた自然の樹林や湧水地・水路・河川等の水辺。
  - スポーツ・レクリエーション、健康の保持・増進や大気汚染の緩和、また避難場所として役立つ公園・緑地等。
  - 郷土愛や文化をはぐくむ社寺林・屋敷林の大木。
  - 美しい景観や季節感を味わうことができる生垣や街路樹。
  - 新鮮野菜の供給や避難空間として役立つ農地。
  - 人工的な都市空間を和らげ、「個性」を表現する宅地内のみどりや小さな草花。
- これらが相互に関連しながら“みどりのまち”を形づくっています。

※「清瀬すみどりの環境をつくる条例」では、みどりを『樹林、竹林、樹木、生け垣、草地、農地、公園、水辺等の植物主体とした生きものの生育環境』と定義しています。

### 4. みどりの役割

#### (1) みどりは都市の環境を守ります

みどりには、雨水をたくわえて流出する量を調整したり、気温、日照、風などの微気象\*1を調整する役割があります。また新鮮な酸素を供給するとともに、大気中の浮遊物や排気ガスなどの浄化にも効果があることがわかっています。

こうしたことから、みどりは人間を含めた生物の存在する都市の環境を守る大きな役割を持っています。

#### (2) みどりは様々な生物のいのちを育みます

みどりは、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。なかでも、まとまりのある樹林地や良好な河川などは、動植物の重要な生息・生育・繁殖などの場として、広域的にも重要な役割を果たしています。また、身近な公園や、街路樹、宅地内のみどりなどの規模の小さなみどりであっても、みどりのネットワークを担い、生物多様性の保全に寄与する大切な役割を果たしています。

さらに、動植物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育む自然に関する教育の場としても重要です。

---

\*1：微気象とは地表面から2メートルくらいまで、あるいは100メートルくらいまでの大気現象。地面の状態によって著しい影響を受け、生物の生活や農業・建築などにかかわりが深い。

### **(3) みどりはレクリエーション活動の主役となります**

市街地の中の公園や広場は、子ども達の遊び場や住民の交流といこいの場を提供します。また、森林や水辺は自然とのふれあいの場として様々な形で利用されています。特に、近年は土との親しみの場として体験型農園などのみどりにも注目が集まっています。

### **(4) みどりは都市の安全性を高めます**

みどりとオープンスペースが大震災などの際、住民の避難場所や避難路、火災の延焼防止などに有効であることが、近年の阪神・淡路大震災などにおいても実証されています。また、みどりは崖崩れなどに対しても一定の防止効果があることが認められています。この他にもブロック塀を生垣にすることで、地震の際に倒壊する危険性を減らすことができるなど、都市の安全性を高める上でも大きな役割を果たしています。

### **(5) みどりはうるおいのある美しいまちをつくれます**

道路沿いの生垣や街路樹、公園の樹木や宅地内のみどり、一本の大木や社寺の周囲を取り囲む森など、みどりは美しいまちなみを形づくる上で欠かせない存在となっています。また、身近な樹木の成長や四季おりおりの色どりの変化が人々にやすらぎや喜びなどを与えるなど、人々に心理的なうるおいを与える役割も果たしています。

#### **※生物多様性をみどりの基本計画で取り扱う背景**

- ① 「生物多様性の保全」「持続的な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」という三つの目的から「生物多様性条約」が1992年5月に締結され、生物多様性は人類の生存に不可欠な条件とされています。
- ② わが国においては、生物多様性国家戦略の策定、生物多様性基本法の施行、2010年生物多様性条約締約国会議（CBD/COP10）の開催など総合的な取組みが進められています。
- ③ 日本の生物多様性の課題として、「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生育地の減少」「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」「地球温暖化の進行による生物多様性にたいする影響」等が取り上げられています。
- ④ 生物多様性基本法が2008年6月成立し、国の施策の取組みも強化され、自治体においては、国の施策に準じた施策の推進が必要とされています。
- ⑤ こうした中で本市においても「生物多様性のめぐみ（生態系サービス）を視野にいれたみどりの保全・創出」及び「生物多様性を意識した都市公園整備・都市緑化」「生物多様性の理解を広めること」等について検討し、取り組む必要性が生じています。